山北町生涯学習活動モデル事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山北町における生涯学習活動の推進を図るため、山北町生涯 学習推進プランの基本計画に則り、広く町民が生涯学習事業を展開していくため に、自治会や各種団体等(以下「団体」という。)が行う生涯学習活動モデル事業 に要する経費に対して助成金を交付する。

(助成の対象事業)

- 第2条 助成の対象となる事業は、次に掲げる事業で生涯学習活動のモデルとなる 事業とする。
 - (1) 地域の人との交流・和を深めるための事業
 - (2) 教養を高めるために、講座・教室等を開催する事業
 - (3) 施設等を利用して、日々の成果を発表する事業
 - (4) その他教育長が必要と認めた事業

(助成対象経費)

- 第3条 助成の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。
 - (1) 報償費 (講師謝金)
 - (2) 需用費(消耗品費、印刷製本費、燃料費)
 - (3) 役務費(通信運搬費、保険料)
 - (4) 旅費
 - (5) 使用料
 - (6) その他教育長が必要と認めたもの

(助成金交付額)

第4条 助成金は、助成対象経費の3/4以内の定額とし、1団体年150,00 0円を限度とし、最高3か年とする。 (交付申請)

- 第5条 助成金の交付を受けようとする団体は、申請書により次に掲げる書類を添 えて教育委員会に申請しなければならない。
 - (1) 山北町生涯学習活動モデル事業計画書
 - (2) 山北町生涯学習活動モデル事業予算書

(決定通知)

第6条 教育委員会は、前条の申請があったときは、生涯学習推進協議会に諮り、 その内容を審査し、決定通知書により当該団体に通知するものとする。

(実績報告)

- 第7条 団体は、実績報告書に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から30日 を経過した日までに行わなければならない。
 - (1) 山北町生涯学習活動モデル事業実績報告書
 - (2) 山北町生涯学習活動モデル事業収支決算書

(交付決定の取り消し)

- 第8条 教育委員会は、次の各号に該当すると認めた場合は、助成金の交付決定の 全額もしくは一部を取り消し、又は、助成金を返還させることができる。
 - (1) 助成金を当該事業以外の目的に使用したとき
 - (2) 書類の記載事項が事業と相違したとき
 - (3) その他教育委員会が不適当と認めたとき

(委任)

第9条 この要綱に定めるほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

- この要綱は、平成12年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成14年 4月 1日から施行する。